



# くれ

## 880号

2020年3月24日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行

←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

# ガイドライン遵守?! 春闘回答の陰に隠れ

## 2020年春闘回答

2020春闘回答

- ・5年連続ベアなし
- ・定期昇給完全実施
- ・正社員一時金4、3か月

などを中心にあ結したこ  
とは周知の事実である。  
かんぽ、コロナなどの問  
題で、郵政Gの経営見通し  
が厳しいことで、大幅な改  
善が難しいのが、会社側の



【一部咲きの桜】

春の象徴である桜が、気温の上昇で開花を  
始めている。

多くの問題で、企業の業績が心配されてい  
るが、桜だけでなく、春闘要求も満開（満足  
回答）が望まれる。

判断だった。

注視が必要な点として、  
今回の春闘要求の中には  
同一労働同一賃金ガイド  
ラインについての均等待  
遇に対する回答もされて  
いる。

「社員間の労働条件の差  
異が不合理であるかどう  
かを判断する指針として  
同一労働同一賃金ガイド  
ラインが示され、来月から  
施行されることとなる。  
今後とも、関係法令、ガ

イドライン等を踏まえ、働  
き方に応じた適切な処遇  
の実現を目指し、取り組ん  
でまいりたい。」  
と回答。  
ユニオン労組は均等待  
遇要求として次の提示し  
ていた。

- ① 制度に関する要求
- ② 労災補償は、正社員と  
同様の制度とすること
- ③ 休職制度を正社員と同  
様に設けること
- ④ 育児休業は取得要件を  
正社員と同様にするこ  
と
- ⑤ 小学校就学前までの子  
を養育するための看護  
休暇については、正社  
員と同様に有給とする  
こと
- ⑥ 病気休暇制度について  
は、正社員と同様の制  
度とすること
- ⑦ アソシエイト社員の夏  
期・冬期休暇は、それぞ  
れ1日から正社員と同  
様に3日とすること
- ⑧ 期間雇用社員に夏季・  
冬期休暇を正社員と同  
様に3日とすること
- ⑨ 特別休暇は、正社員と  
同一の内容とすること
- ⑩ 計画年休制度を正社員  
と同様にすること
- ⑪ 退職金制度を設けるこ  
と
- ⑫ 正社員と同様に社宅に  
入れるようにすること

- ① 手当に関する要求
- ② 扶養手当を正社員と同  
様に支給すること
- ③ 住居手当を正社員と同  
様に支給すること
- ④ 通勤手当を正社員と同  
様に支給すること
- ⑤ 寒冷地手当を正社員と  
同様に支給すること
- ⑥ 年始勤務手当の金額は  
正社員と同様に支給す  
ること
- ⑦ あらたに年末勤務手当  
を支給すること（日本  
郵便のみ）
- ⑧ 非番日労働の割増手当  
は、正社員と同様に1  
00分の135として  
支給すること
- ⑨ 早朝・夜間割増賃金は、  
正社員と同様の額とす  
ること
- ⑩ 夜間特別手当を正社員  
と同様に支給すること
- ⑪ 祝日勤務は、正社員と  
同様の扱いとす  
ること

- ① ①～⑫の要求には  
応じられない。
- ② ①～⑩の要求には  
応じられない。  
と回答している。  
「適切な処遇の実現を目  
指し、取り組んでまいりた  
い」と回答をしている言葉  
とかけ離れていないだろ  
うか。

労働契約法20条に基  
づいて、手当等の支払いを  
求め裁判が続いているが、  
最高裁判所での判決がつ  
いたとしても、今後も裁判  
が続いていきそうだ。  
今後は、「同一労働同一  
賃金ガイドラインに基づ  
き、手当等の支払いを求め  
る」となると容易に想像で  
きる。  
ガイドラインを遵守し、  
労働者が安心して働ける  
職場環境を実現する為に、  
労働者から支持を得る方  
針に舵を切るべきだ。

## 今後の予定

- 4月14日(火) 17:00～  
第7回呉支部執行委員会  
支部事務所
- 4月17日(金) 10:10～  
広島地方裁判所  
第1回公判

次号は 4月14日 予定

# ゆうちょ株で減損リスク浮上 広島地方裁判所で公判開始

## 第1回公判開始

労働契約法20条に基づき、手当等の支払いを求めた裁判が始まる。

4月17日午前10時10分、広島地方裁判所で、原告の意見陳述が予定されている。

「仕事の内容や責任が変わらないのに、正社員との待遇格差は不当だ」として、会社に要求書を提出したが、会社側が「要求には応

じられない」とした為、裁判での決着に踏み切った。

昨年に、大阪高裁と東京高裁がそれぞれ手当の一部不支給は不合理として

支払いを命じているにも関わらず、裁判をしなれば、社員の訴えが認められない現状が残念である。

全国で154名の集団訴訟は注目を集め、報道もされた。

会社はかんぽ問題で、会社の信用が揺らいでいるが、社員を大切にしている

を社会にアピールできる絶好の機会でもあったが、最高裁まで争っている況

は、増々印象を悪くするだけだ。

最高裁の判決が、待ち望まれているが、待つだけでは労働者の権利が失われるだけである。

原告の勇気ある決断に敬意を表し、また労働者が安心して働ける職場実現の為に、勝訴を掴み取らなければならぬ。



【広島地方裁判所前】

原告11名が、職場の労働条件を良くしていく為にも、裁判が必要だと判断して提訴を決意

## コロナで経済大打撃

感染拡大に各国が奔走しているが、状況は悪化している。

人の流れを遮断することとは、経済活動を抑制するからだ。

アメリカは好景気で、NYダウが1月半ば、最高値を更新し、2万9千ドルを超えた。

しかし、感染拡大の影響で、2か月後には、約1万ドル下がった。

株式資産評価額の三分の一が失われた。

日経平均株価も1月半ば、2万4千円を超えた。

現在の株価は1万7千円弱。

2か月で、日経平均は、約3割減少した。

パンデミックが宣言され、感染拡大に歯止めがかかっていない状況から、経済に大ダメージ与えることは否定できない。

既に、観光業は影響が出ており、旅行会社や旅館が破産し、バス会社も社員を解雇するなど甚大な被害が発生している。

## 郵政Gの株値

3月23日終値

日本郵政 774.2円

最高値 1,999円(2)

015/12/07) 最安値 728.5円(2) 020/03/13)

ゆうちょ銀行 997円

最高値 1,823円(2) 015/11/05) 最安値 826円(2020/03/13)

かんぽ生命 1,203円

最高値 4,120円(2) 015/11/05) 最安値 1,189円(2020/03/17)

東日本震災の復興財源確保の為、政府は郵政株の売却を順次進めていた。

2015年の上場初値は、日本郵政株が1,631円であった。

復興財源確保の為には、1,200円以上の売却が必要だが、現在は700円台となっており、復興財源確保の為には今の価格で売却は難しい。

2019年秋に第3次の株式売り出しが予定されていたが、かんぽ保険の不適正募集が明るみとなり、売却は先延ばしされた。

問題となるのは、日本郵政がゆうちょ銀行の株式89%を保有している事だ。

日本郵政の簿価は約5兆8千億円となっているが、簿価が50%以下とな

ると、会計ルールで、減損処理をしなくてはならなくなる。

簿価の半分である約2兆9千億円が失われる。

実施されれば、日本で最大の減損処理となるだろう。

ゆうちょ銀行の株価866円が50%の目安。

ゆうちょ株の最安値は、826円であり、50%以下の水準となった事もあ

る。その後、株価は上昇したが、景気悪化が深刻となり投資家心理が冷え込めば、50%以下の水準まで、再び株価が下がる可能性がある。

決算時期に50%以上を維持できているかがポイントだ。

減損処理をすることとなれば、第3次売却に、支障が出ることになる。

復興財源は確保できるのか問われており、政府主導の郵政民営化の正念場であろう。

その政府は、最近の株価下落を受ける以前から、日銀に日本株とJREITのETFを購入させている。

年金資金の運用であるが、運用評価で評価損が出ている状況に陥った。

財源確保問題は深刻となっていくばかりだ。